

別表（第28条）

介護老人福祉施設
特別養護老人ホーム パラダイム港南 料 金 表

1 介護報酬に係る1日当りの基本額（厚生労働大臣告示1単位：10.72円） 平成29年4月1日

介護度	部屋別	1日の介護保険料		月額介護保険料(30日)	入居者の月額(30日)負担		摘 要
		単位	金額		1割負担者	2割負担者	
要介護1	個室	547	5,863円	175,915円	17,592円	35,183円	① 平成27年3月31日までの入居者に適用 ② 平成26年12月12日厚労省老高発1212号通知による「特例入所」の要件に該当する入所者に適用
	多床室						
要介護2	個室	614	6,582円	197,462円	19,747円	39,493円	
	多床室						
要介護3	個室	682	7,311円	219,331円	21,934円	43,867円	
	多床室						
要介護4	個室	749	8,029円	240,878円	24,088円	48,176円	
	多床室						
要介護5	個室	814	8,726円	261,782円	26,179円	52,357円	
	多床室						

※入退所、入退院及び外泊の場合は、利用実日数により日割計算（小数点以下切捨て）

2 加算に係る1日当りの基本額（厚生労働大臣告示1単位：10.72円）

各種加算	1日の介護保険料		月額介護保険料 月額(30日)	入居者の月額(30日)負担		
	単位	金額		1割負担者	2割負担者	
(1) 初期加算	30	321円	9,648円	965円	1,930円	
(2) 夜勤職員配置加算（Ⅰ）イ	22	235円	7,075円	708円	1,416円	
(3) 日常生活継続支援加算（Ⅰ）	36	385円	11,577円	1,158円	2,316円	
(4) 看護体制加算（Ⅰ）	6	64円	1,929円	193円	386円	
	看護体制加算（Ⅱ）	13	139円	4,180円	418円	837円
(5) 療養食加算 (要：医師発行の食事箋) 糖尿病・肝臓病・腎臓病・ 膵臓病・高脂血症・貧血症	18	192円	5,788円	579円	1,158円	
(6) 外泊時加算 (1ヶ月のうち6日以内、月跨ぎ で最長12日まで)	246	2,637円	—	6日間 1,583円	6日間 3,165円	
(7) 看取り介護加算	① 死亡前27日間	144	1,543円	27日間 41,679円	4,168円	8,336円
	② 死亡前2日間	680	7,289円	2日間 14,579円	1,458円	2,916円
	③ 死亡日	1,280	13,721円	当日 13,721円	1,373円	2,745円
(8) 介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	(1)から(7)の該当項目及び1の介護報酬に係る基本額の要介護別により算定した単位数の8.3%に相当する単位数を加算					

※・入退所、入退院及び外泊の場合は、利用実日数により日割計算（小数点以下切捨て）

- ・(7)の看取り介護加算は、①の27日間、②の2日間及び③の当日を合わせて最長30日間
- ・上記の加算以外は、算定条件が整い次第記載

3 居住費及び食費

区 分	1日の料金			月額料金(30日)			摘 要	
	住 居 費	食 費	共 通	住 居 費	食 費	共 通		
部 屋 別	個 室	多床室	共 通	個 室	多床室	共 通		
収 入 区 分	第1段階	320円	0円	300円	9,600円	0円	9,000円	[食費]
	第2段階	420円	370円	390円	12,600円	9,600円	11,700円	朝食：420円
	第3段階	820円	370円	650円	24,600円	9,600円	19,500円	昼食：570円
	第4段階	1,600円	1,260円	1,560円	48,000円	37,800円	45,800円	夕食：570円

※・入退所、入退院及び外泊等の居住費は、収入区分に応じた利用実日数により日割計算
 ・食費は、利用実日数の食数及び入退所日の実食数により計算（小数点以下切捨て）

4 通常のサービス提供の範囲を超える保険給付以外のサービスで利用者が全額負担するもの

- (1) 預り金等管理費：1日30円（預り金等管理規程第5条）
- (2) 理容・美容費：1,500円～
- (3) クラブ活動材料費の実費
- (4) 私傷病により医療機関で受診した場合の医療費及び通院交通費の実費
- (5) 施設外行事費及び入所者の希望品の実費

5 その他、必要に応じてお小遣い若干

[参考]

- ・第1段階＝生活保護受給者及び高齢福祉年金受給者で世帯全員が住民税非課税の者
- ・第2段階＝世帯全員が住民税非課税の者で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の者
- ・第3段階＝世帯全員が住民税非課税の者で、第2段階に該当しない者
- ・第4段階＝住民税課税世帯の者（同一世帯に住民税非課税対象者がいる世帯）

※[負担限度額認定に関する問い合わせは、各区役所の保険年金課]

利 用 料 金 等 の 説 明

特別養護老人ホームパラダイム港南の入所申し込みにあたり、この料金表により利用料の説明を受け理解できましたので、利用料の納入について了承しました。

平成 年 月 日

説明した職員

氏 名 _____ 印

説明を受けた者

入居者本人 _____ 印

家族名 _____ 印